

IV. 目指すべき県土構造実現のための方針

目次

IV. 目指すべき県土構造実現のための方針.....	97
IV-1. 目指すべき県土構造実現に向けた取り組み.....	97
IV-2. 都市計画区域の再編の方針.....	98
IV-3. 区域区分(線引き・非線引き)の決定の有無及び区域区分を定める際の方針.....	100
IV-4. 都市計画区域外における土地利用コントロールの方針.....	101
IV-5. 主要な都市計画の決定の方針.....	108
IV-6. 今後の都市計画の進め方.....	122

IV. 目指すべき県土構造実現のための方針

IV—1. 目指すべき県土構造実現に向けた取り組み

1) 目標年次

策定年度である 2020 年度(令和 2 年度)からおおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、おおむね 10 年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。なお、計画の基準年次を 2015 年(平成 27 年)とし、目標年次を 2030 年(令和 12 年)とする。

2) 取り組みの方針

本県は、甲府盆地をはじめとして生活圏の広域化が進んでおり、複数の市町村が都市としての一体性を有している。このため、目指すべき県土構造実現に向けても広域的な視点から各取り組みを推進していくこととする。

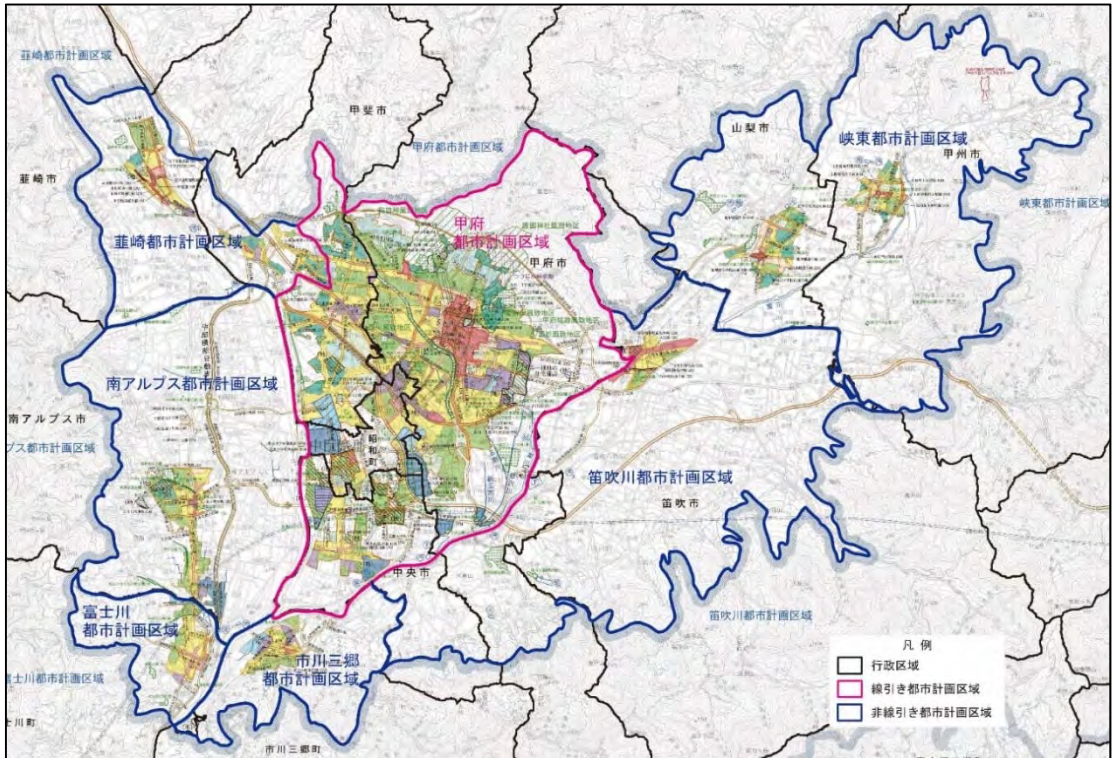
また、目指すべき県土構造を実現するためには、都市機能の集約を図るべき拠点等や軸に、限られた財源の積極的な投資、開発圧力の適切な誘導、併せて都市経営を担う人材や組織の育成・支援を図る必要がある。このため、選択と集中による都市施設整備、土地利用の規制誘導、多様な主体による都市経営の推進などを一体的に進めていくものとする。

3) 見直しについて

社会情勢の大きな変化や法制度などに変更が生じ、本計画の見直しが必要となった場合には適時適切に見直すものとする。

IV—2. 都市計画区域の再編の方針

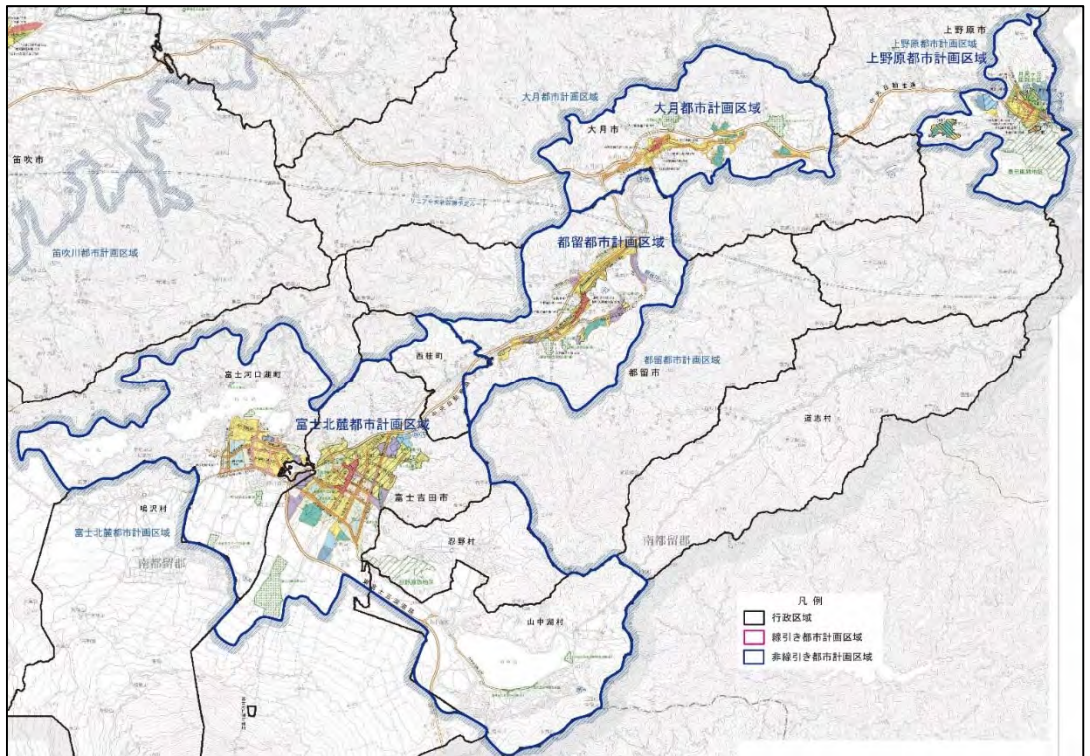
広域圏域	方針
<p>中西部・南部広域圏域</p>	<p>本圏域のうち、甲府盆地周辺に位置する都市計画区域については、都市として一体性のある区域と都市計画区域が合致しておらず、また、市町村合併により都市計画区域と行政区域の不整合が生じているため、区域の再編が必要である。</p> <p>○ 甲府盆地7都市計画区域の一体化</p> <p>甲府盆地の7つの都市計画区域(甲府都市計画区域、峡東都市計画区域、韮崎都市計画区域、南アルプス都市計画区域、笛吹川都市計画区域、市川三郷都市計画区域、富士川都市計画区域)は、「第Ⅱ章 目指すべき県土構造」に示したとおり、地勢等の自然的条件、市街地から農業・共生地域そして森林・共生地域へ、拠点から郊外さらには周辺の山地に向かって都市計画区域を跨いで連なる土地利用の状況、並びに市町村合併による行政の広域化及びモータリゼーションの進展等による日常生活圏の広域化により、都市としての一体性の観点から総合的に判断すると、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要があると考えられる。</p> <p>このため、現在7つの区域の都市計画区域マスタープランを1つの都市計画として決定しており、引き続き上記の課題に対応するため、区域区分の適用範囲などの検討を進めるとともに、甲府盆地の7都市計画区域の再編を目指す。</p> <p>なお、1つの都市計画区域としての再編には時間を要すことから、立地適正化計画制度を活用しつつ、甲府盆地全体で秩序ある土地利用が図られるような方策もあわせて検討していく。</p> <p>○ 行政区域と都市計画区域の不整合の解消</p> <p>上記のとおり甲府盆地の7都市計画区域の一体化を目指すのが、一方で市町村合併に伴い、行政区域と都市計画区域の不整合が生じていることから、前回のマスタープラン改定時において、一部非線引き都市計画区域の再編を行った。しかしながら依然として、甲府市、甲斐市、中央市には線引き、非線引き都市計画区域が併存し、土地利用規制に大きな不均衡が生じていることから、併存を解消し、1つの行政区域内で統一的な土地利用コントロールを目指す。</p> <p>なお、都市計画区域の再編には時間を要すことから、上記と同様に、各市町村においては立地適正化計画制度を活用し、行政区域全体で秩序ある土地利用が図られるような方策もあわせて検討していく。</p>



甲府盆地の都市計画区域

富士・東部広域圏域

本圏域では、市町村合併による都市計画区域と行政区域の不整合は生じていない。また、地勢等の自然的条件、土地利用の状況、日常生活圏の状況からは現時点では都市としての一体性は認められない。以上から本圏域は、当面、都市計画区域の再編を行わない。



富士・東部広域圏域の都市計画区域

IV—3. 区域区分(線引き・非線引き)の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

区域区分の要否の判断及び区域区分を定めるに当たっての判断は、「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る」という目的を達成するため、市街地の拡大・縮小の可能性、良好な環境を有する市街地の形成、緑地等自然環境の整備又は保全への配慮の視点から行うこととし、各都市計画区域について、以下のとおりとする。

	都市計画区域等	区域区分	理由
中西部・南部広域圏域	甲府都市計画区域	有	<p>人口減少の進行が予測されるものの、甲府市を中心に農用地等の広がる市街化調整区域での開発が進行している。</p> <p>今後、市街化調整区域での駅・IC等の整備に伴う開発圧力の高まりにより、市街地拡大の可能性が高い地域が存在する。</p> <p>「都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり」に向け、人口や都市機能の拡散を抑制するとともに、市街地外の優良農地や優れた自然環境を有する土地を適切に保全していくため、区域区分を設定し、開発圧力を市街地内に適切に誘導していく。</p>
	峡東都市計画区域 韮崎都市計画区域 南アルプス都市計画区域 笛吹川都市計画区域 市川三郷都市計画区域 富士川都市計画区域	無	<p>甲府都市計画区域に隣接する一部については、開発圧力の高い地域もみられるが、人口減少の進行が予測され、急激かつ無秩序な市街化は進まないと予測される。</p> <p>区域区分以外の都市計画制度の適用及び農業振興地域の整備に関する法律、森林法等に基づく各種制度との連携により、所期の目的は達成できるものと判断されることから、区域区分を定めないものとする。</p> <p>区域区分以外の都市計画制度の適用については、甲府盆地一体の都市形成を考慮した秩序ある土地利用のために、市街化調整区域と白地地域との規制格差の是正、行政区域と都市計画区域の不整合の解消等も視野に、市町が広域的な視点から連携して立地適正化計画の作成に取り組んでいく必要がある。</p>
	身延都市計画区域	無	<p>人口減少の進行が予測され、かつ地形的な制約も大きいことから急激かつ無秩序な市街化は進まないと予測される。</p> <p>区域区分以外の都市計画制度の適用及び農業振興地域の整備に関する法律、森林法等に基づく各種制度との連携により、所期の目的は達成できるものと判断されることから、区域区分を定めないものとする。</p>
富士・東部広域圏域	富士北麓都市計画区域 都留都市計画区域 大月都市計画区域 上野原都市計画区域	無	<p>都市計画区域全体としては人口減少の進行が予測され、かつ地形や自然公園法など他法令による制約も大きいことから急激かつ無秩序な市街化は進まないと予測される。</p> <p>区域区分以外の都市計画制度の適用及び農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等に基づく各種制度との連携により、所期の目的は達成できるものと判断されることから、区域区分を定めないものとする。</p>

IV—4. 都市計画区域外における土地利用コントロールの方針

1) 土地利用コントロール検討区域

人々の活動範囲の広域化等により、都市計画区域外における都市的土地利用(開発・建築行為)が進んでいる。特に山梨県では別荘開発、高速道路のインターチェンジ周辺、及び比較的市街地に近い農地などにおいて、このような傾向がある。また、都市計画区域外においても、都市機能を集約する拠点として既存都市機能立地地区を決定するとともに、地区拠点候補地についても明示している。

このような地域においては、これまで秩序ある土地利用や環境との調和を図るため、都市計画制度等を活用した土地利用コントロールが検討されてきている。今後も社会情勢や法制度などの変化を踏まえながら、地域の合意形成が図られるような手法の検討を継続する必要がある。

都市計画区域外のうち、国有林、県有林、保安林、自然公園特別地域・特別保護地区、自然環境保全地域等の土地利用規制の実態に照らして開発の可能性が極めて低いと考えられる区域を除いた土地利用規制が相対的に緩く、地形が比較的平坦な地域を対象に、開発行為、建築行為等の動向に注視し、必要に応じて都市計画区域の指定・拡大又は準都市計画区域の指定など都市計画制度の適用を検討する。

このような区域を「土地利用コントロール検討区域」とする。

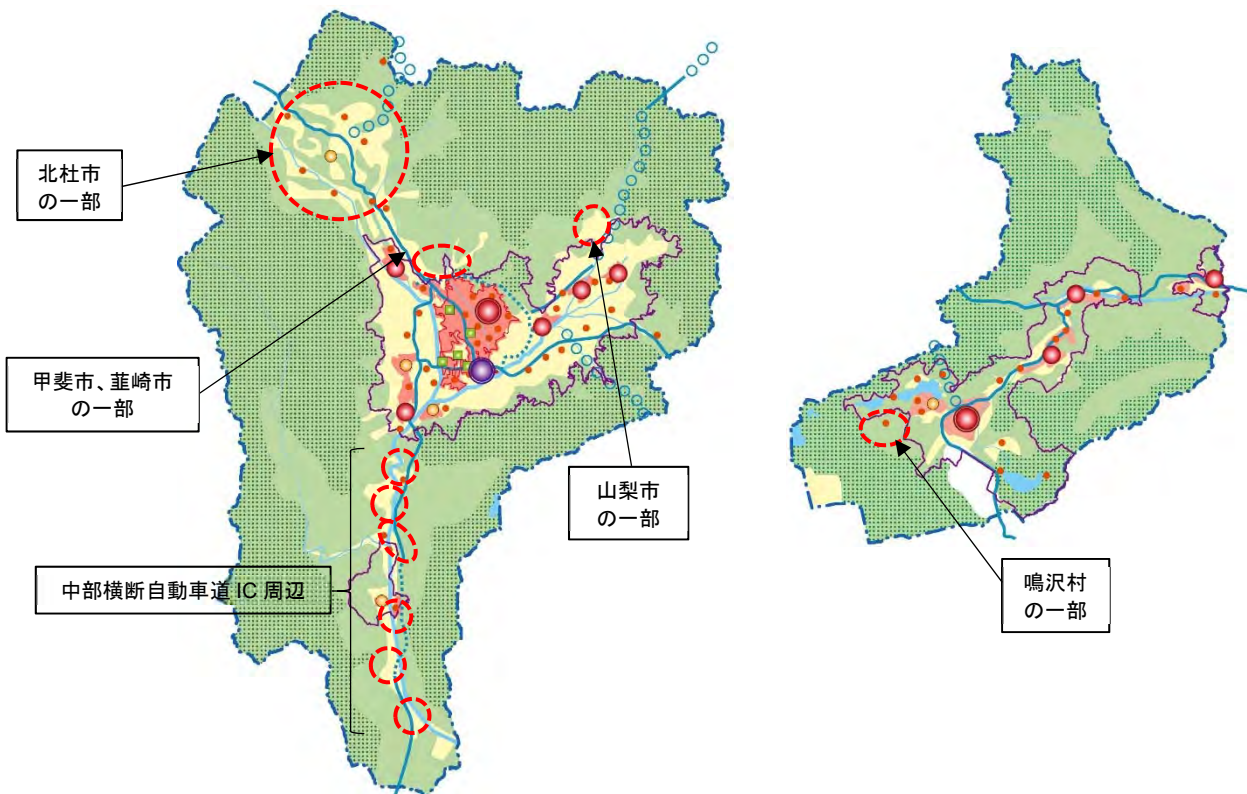
<具体的な「土地利用コントロール検討区域」>

広域圏域	土地利用コントロール検討区域
中西部・南部広域圏域	<ul style="list-style-type: none"> ○北杜市の一部 ○甲斐市北西部を中心とした甲斐市、韮崎市の一部 ○山梨市の一部 ○中部横断自動車道沿線のインターチェンジ周辺
富士・東部広域圏域	<ul style="list-style-type: none"> ○鳴沢村の一部

◆土地利用コントロール検討区域◆

(中西部・南部広域圏域)

(富士・東部広域圏域)



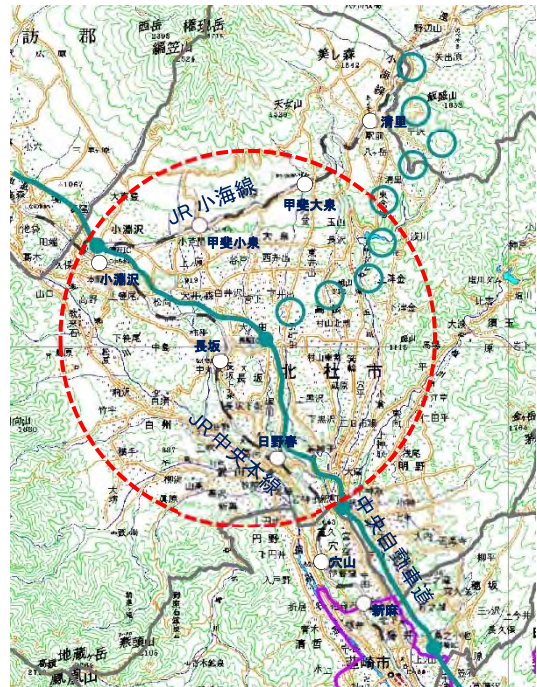
2) 区域別のコントロールの考え方

各区域における概況と土地利用コントロール検討の考え方を示す。

① 北杜市の一部

項目	概況
地形	・平坦地や緩やかな傾斜地が多い。
人口	・旧役場(総合支所)周辺などで人口密度の高い地域があり、人口増加している地域もみられる。
規制	・土地利用規制の緩い地域(農振白地地域等)も分布。
開発状況	・工場系、公益施設系、住宅系などで比較的規模の大きい開発も行われている。
計画・その他	・中部横断自動車道が計画。 ・市まちづくり条例により、一定の開発を規制している。

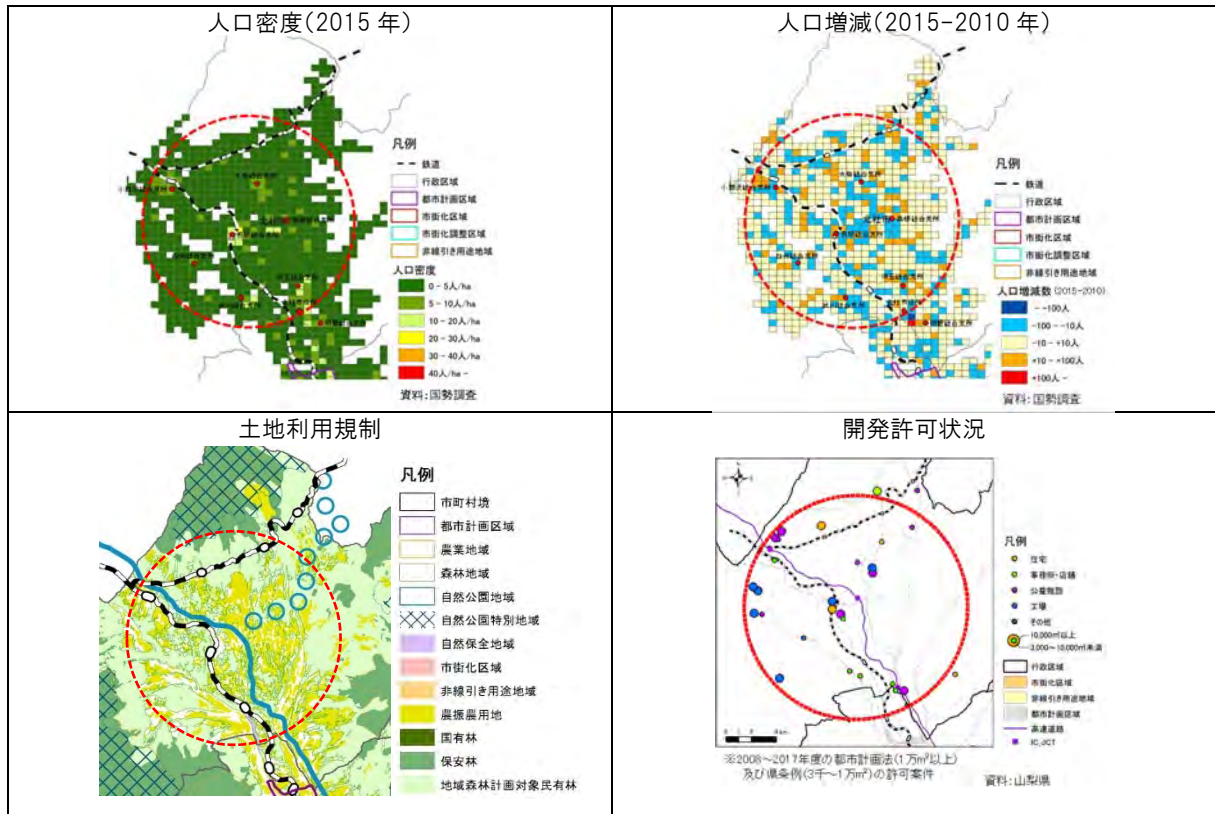
【位置図】



【土地利用コントロール検討の考え方】

現状として、開発の進行による用途混在の懸念、別荘等の立地に対する良好な自然環境の保全、新たな交通基盤の整備計画に対する将来の土地利用の変化への対応等が必要な区域である。また、通勤、通学等の日常生活圏は隣接市にまで及び広域化しており、駅、高速道路等、主要な交通施設が設置及び計画されている。

このため、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要があり、都市計画区域の指定を検討する。



②甲斐市、韮崎市の一部

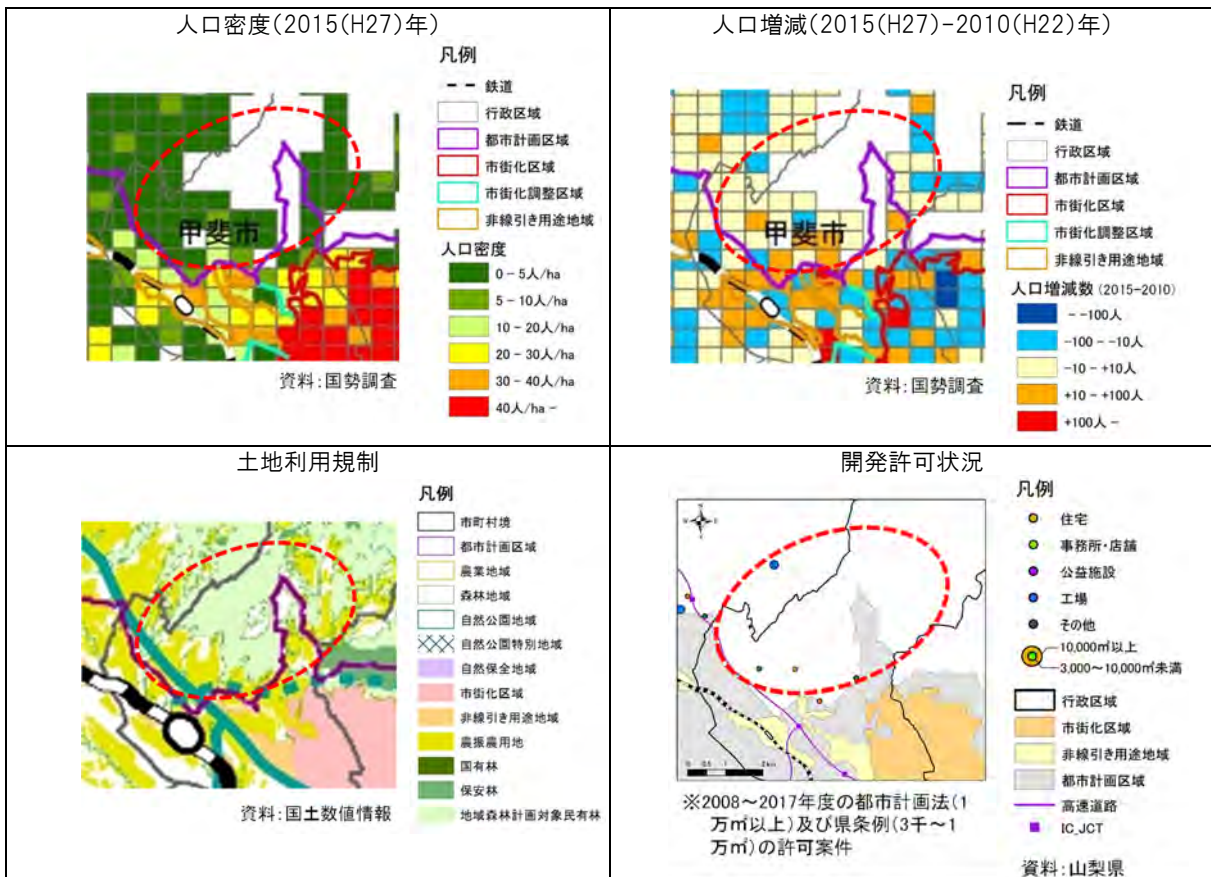
項目	概況
地形	・平坦地や緩やかな傾斜地が多い。
人口	・都市計画区域に隣接する地域で人口密度の高い地域があり、人口増加している地域もみられる
規制	・土地利用規制の緩い地域(農振白地地域等)も分布。
開発状況	・開発は行われているが、規模は比較的小さい。 ・住宅と水田による土地利用の混在がみられる。
計画・その他	・新山梨環状道路(都決済)が事業中で、ICが設置予定。

【位置図】



【土地利用コントロール検討の考え方】

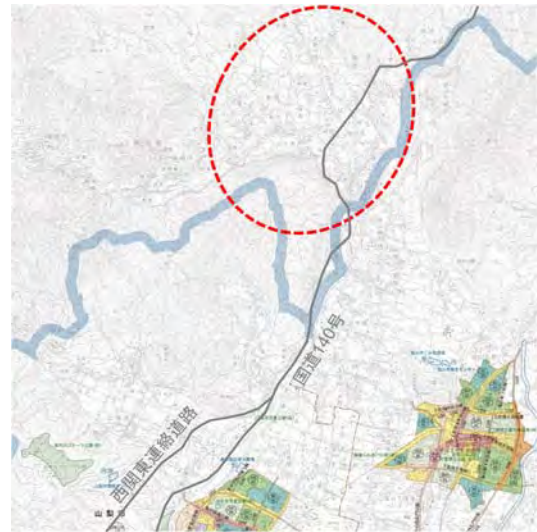
小規模な開発等による土地利用のさらなる混在防止、また、新たな交通基盤整備による将来の土地利用の変化に対する適切な対応が必要である。



③山梨市の一部

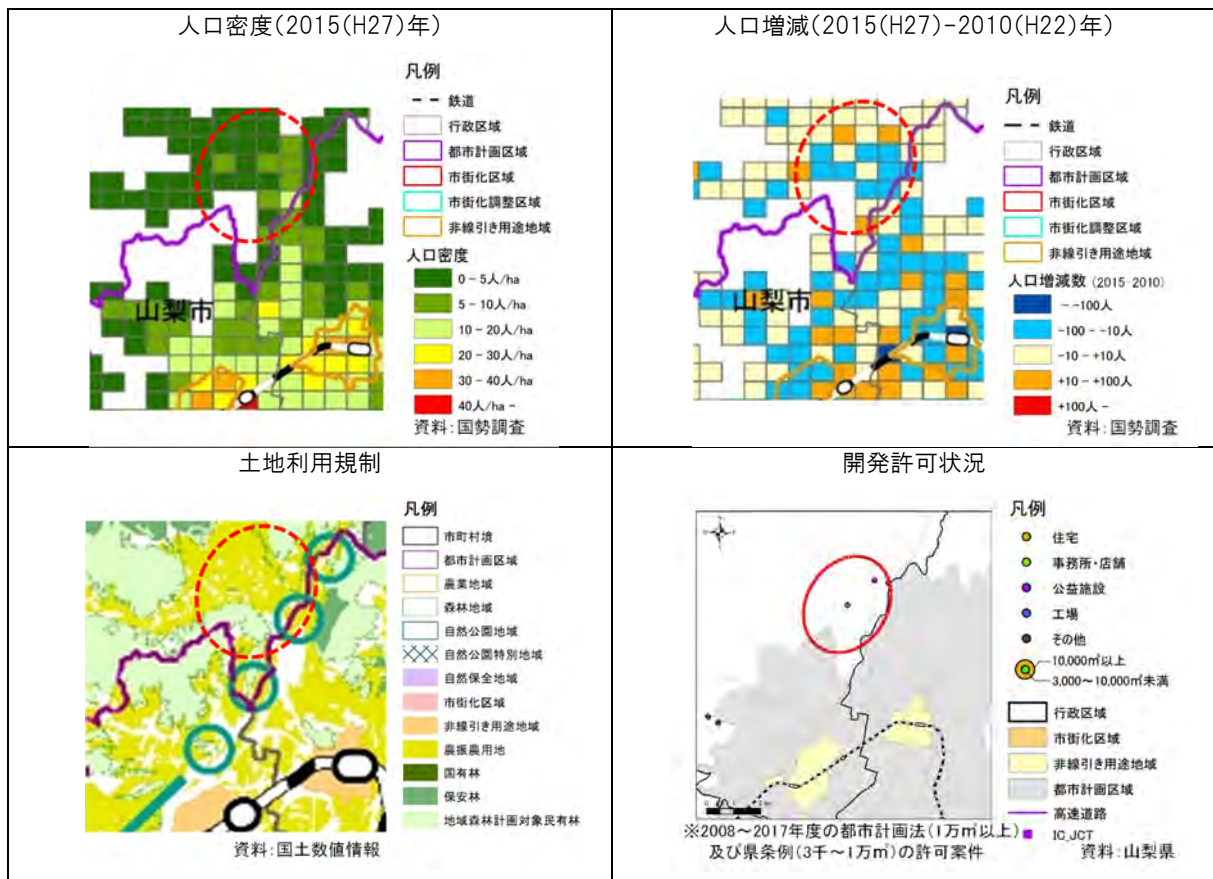
項目	概況
地形	・平坦地は少ない。
人口	・都市計画区域に隣接しており、旧役場周辺で人口密度の高い地域があるが、人口増加はみられない。
規制	・土地利用規制の緩い地域(農振白地地域等)も分布。
開発状況	・開発は行われているが、規模は比較的小さい。
計画・その他	・西関東連絡道路が近郊まで延伸されている。

【位置図】



【土地利用コントロール検討の考え方】

人口増加は大きくないが、高規格道路の構想が示されていることから、今後、計画の進捗にあわせ、将来の土地利用の変化に対する適切な対応が必要である。



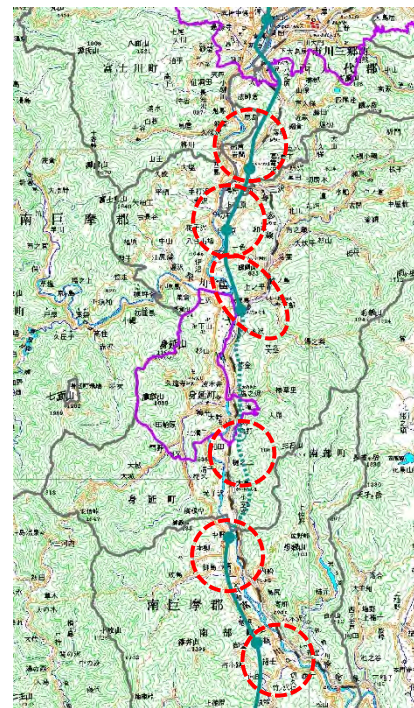
④中部横断自動車道 IC 周辺

項目	概況
地形	・平坦地は少ない。
人口	・一部で人口密度の高い地域があるが、人口増加はみられない。
規制	・土地利用規制の緩い地域(農振白地地域等)も分布。
開発状況	・開発は行われているが、規模は比較的小さい。
計画・その他	・中部横断自動車道(山梨・静岡)が2020年全線開通予定で、複数のICが供用となる。

【土地利用コントロール検討の考え方】

人口増加や開発圧力は大きくないが、新たな交通基盤整備による将来の土地利用の変化に対する適切な対応が必要である。

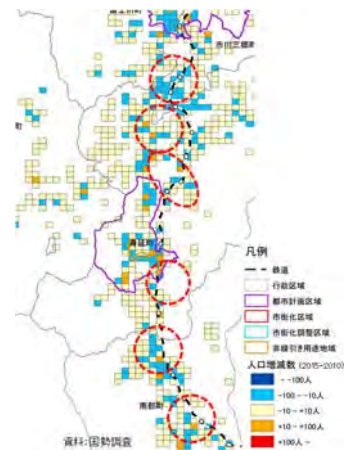
【位置図】



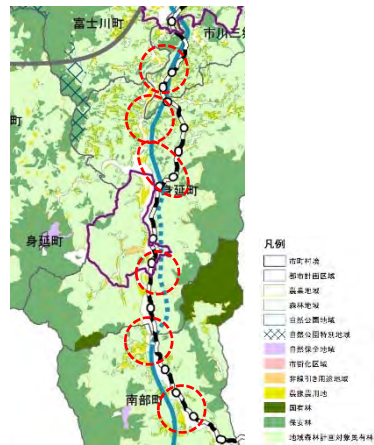
人口密度(2015(H27)年)



人口増減(2015(H27)-2010(H22)年)



土地利用規制



資料：国土数値情報

開発許可状況



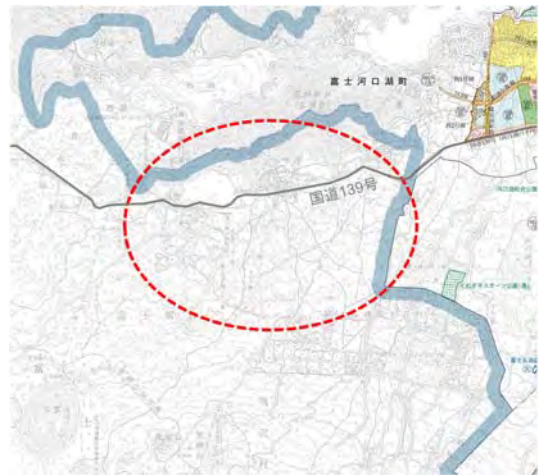
※2008~2017年度の都市計画法(1万㎡以上)及び農用地(1千~1万㎡)の許可案件

資料：山梨県

⑤鳴沢村の一部

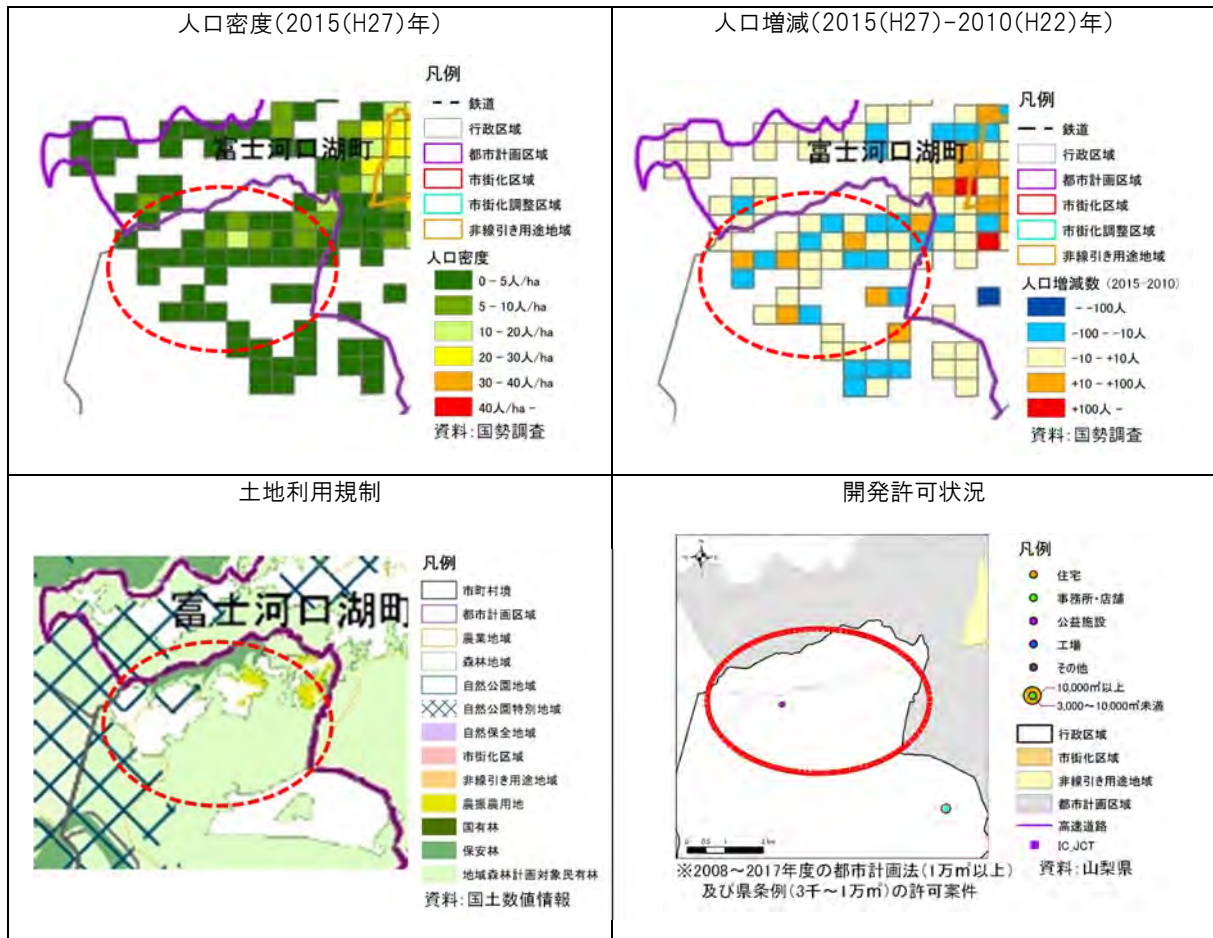
項目	概況
地形	・平坦地や緩やかな傾斜地が多い。
人口	・都市計画区域に隣接しており、役場周辺などで人口密度の高い地域があり、人口増加している地域もみられる。
規制	・土地利用規制の緩い地域(農振白地地域等)も分布。
開発状況	・開発は行われているが、規模は比較的小さい。
計画・その他	—

【位置図】



【土地利用コントロール検討の考え方】

富士山、富士五湖等の観光資源や自然環境が豊かで、交通条件にも恵まれた地域のため、今後も別荘の立地等、開発圧力が高まる可能性もあることから、良好な自然環境の維持または保全の方策が必要である。



3) 都市計画区域外の拠点における誘導方針

都市計画区域外においても、県民の生活を支える拠点として既存都市機能立地地区が1か所、地区拠点候補地12か所を設定している。

これらの地区は、既に一定の都市機能の集積を有していることから、周辺地域の日常生活の中心的な役割を担っており、今後とも県民の生活利便性を確保していくために、都市機能の誘導や到達手段の確保などを進めていく。

その方策の検討にあたっては、前述の土地利用コントロールの検討や山梨県バス交通ネットワーク再生計画と連携しながら進めていく。

【都市計画区域外の拠点一覧】

広域圏域	拠点区分	市町村	地区名
中西部・南部広域圏域	既存都市機能立地地区	北杜市	長坂駅周辺
	地区拠点候補地	甲州市	甲斐大和駅周辺
		市川三郷町	岩間地区
		身延町	飯富地区
	北杜市	明野地区(上手)、須玉地区(若神子、穂足)、高根地区(村山北・西割)、高根地区(清里駅前)、大泉地区(谷戸)、小淵沢地区、白州町(白州)、武川(牧原)	
富士・東部広域圏域	地区拠点候補地	鳴沢村	鳴沢村役場周辺

4) 土地利用コントロールの方法

土地利用コントロール検討区域を含め、都市計画区域外における土地利用コントロールの方法としては、都市計画区域の指定・拡大、準都市計画区域の指定が考えられる。また、景観法による景観計画・景観計画区域等の活用、都市計画区域外で知事が指定する範囲における建築条例、地方公共団体が独自に定める条例等による対応、さらに、これらを複合的に組み合わせる方法等があり、地域の状況や住民意向等を踏まえ、適切な手法を選択する必要がある。

IV—5. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 中心市街地(広域拠点)における土地利用

○土地の高度利用、都市機能の複合化の促進【中西部・南部広域圏域】

広域拠点では中枢業務機能、高次の医療、多様なニーズに対応した教育、文化、商業等の都市機能の集約を図る上で、都市機能の複合化も可能な土地の高度利用を積極的に進め、必要に応じて高度利用地区、高度地区等の地域地区を指定するなど、活力ある都市空間を形成するための土地利用を図る。

○良質な都市空間の形成・維持

広域拠点は県民生活の核となる場所であり、多様な都市機能が集積する中で多くの人々が住み、働き、憩うことに魅力を感じ、潤いと賑わいがあり続ける必要がある。このような良質な都市空間の形成・維持に、必要に応じて地区計画制度の活用などにより、目指すべき市街地像をもって土地利用を図る。

② 中心市街地(地域拠点、既存都市機能立地地区)における土地利用

○都市機能の集約促進

地域拠点、既存都市機能立地地区では、行政、医療、教育、文化、商業等の多様な都市機能のうち、複数の都市機能が集約可能な比較的高密度な土地利用を図るとともに、地域の独自性や周辺の都市機能の立地状況を十分考慮し、拠点範囲*1とその周辺の土地利用を総合的に計画*2する。

*1 市町村マスタープラン等で範囲を定めていない拠点等については、半径 1km 程度の都市機能の集約を図るべき土地の区域を想定したもの

*2 総合的に計画するとは、拠点範囲とその周辺の土地利用規制の格差をもって拠点範囲への都市機能の立地を誘導するなどが考えられる。

○地域の独自性を活かした良質な都市空間の形成・維持

当該地域の歴史・文化などに配慮し、地域の独自性を活かした良質な都市空間の形成・維持を図るため、必要に応じて地区計画制度の活用などにより、目指すべき市街地像をもって土地利用を図る。

③ 大規模集客施設の立地に係る土地利用

○拠点等の位置づけにもとづく土地利用

広域的に都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設の立地については、広域拠点、地域拠点、既存都市機能立地地区、都市機能補完地区へ誘導するものとし、その他の地域において、新たに大規模集客施設の立地を可能とする都市計画の決定・変更は行わないことを基本とする。ただし、拠点等以外のうち、高速道路インターチェンジ周辺等で、広域的に都市構造へ重大な影響を及ぼす恐れがなく、かつ、周辺市町村との広域調整が整う見込みのある場合には、この限りでない。なお、大規模集客施設の立地を可能とする用途地域の指定・変更のうち、大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区の指定を併せて行う場合については、この限りではない。

また、広域的な影響が懸念される特定集客施設の立地についても、前述した大規模集客施設の立地の考え方を踏まえた立地が望まれる。

なお、「IV—1. 3)見直しについて」において示したとおり、社会情勢の大きな変化や法制度などに変更が生じた場合には必要に応じて拠点等の位置づけを見直す。

④地区拠点における土地利用

○日常サービスを提供する都市機能の誘導

地区拠点では、日常生活に密着したサービスを提供する商業、医療、金融等の都市機能を誘導し、他の拠点と連携した公共交通機関を確保することで、周辺に一定の居住を集積し、身近な生活に密着した活動を支える場として、持続可能な拠点の形成を図る。なお、地区拠点においては地区の特性に応じた良好な空間の形成・維持のため、必要に応じて地区計画制度の活用などにより、目指すべき市街地像をもって土地利用を図る。

⑤工業系の産業立地に係る土地利用

○効率的な生産活動に適した土地利用

本県では、環境負荷の少ない内陸型産業の誘致を進めており、特に、超精密な加工分野や燃料電池等の新エネルギー分野などの機械電子産業と、医療関連機器分野や農産物を活用する食料品分野などの健康関連産業を中心に誘致を目指しているが、本県内への誘致の受け皿となる工場用地が不足している。

これらの特に誘致を重視している産業については、「やまなし未来ものづくり推進計画」に基づき誘導する。また、中央自動車道や中部横断自動車道等、本県を取り巻く高速交通体系の充実を活かし、物資の流動の円滑・効率化を図る物流施設について「やまなし未来物流等推進計画」に基づき誘導する。

配置にあたっては、新たな産業基盤の整備や快適な就業環境の形成を図ることから「産業拠点」および「産業拠点候補地」を踏まえることとし、工業専用地域等の工業系用途地域や特別用途地区、地区計画の指定など、住宅地、農地、商業地等と混在しない適切な土地利用を図る。また、整備にあたっては農地や森林が本来持つ保水機能や土砂災害防止などの防災機能の維持に配慮する。なお、産業拠点および候補地は、製造業や物流業等の集積を推進する地区であり、これら以外の地区への立地を妨げるものではない。

既存工業団地等においても、本県は首都圏に位置しながら、豊かな森林や水資源、美しい景観に恵まれた地域特性を健全に維持・向上させながら産業を発展させていくために、工業系用途地域や特別用途地区、地区計画などを必要に応じて指定し、引き続き周辺環境との調和を図ることにより、その機能を維持していくこととする。

⑥住宅系市街地における土地利用

○地域の独自性と地域のニーズに応じた土地利用

住宅系市街地では地域の特性や地域の目指すまちづくりのニーズに応じた良好な居住環境を確保するため、必要に応じて地区計画制度の活用などにより、目指すべき市街地像をもって土地利用を図る。

⑦防災に配慮した市街地の土地利用

○防災に関する各種施策との整合

土砂災害のおそれのある区域(土砂災害警戒区域等)や洪水時に深刻な浸水被害のおそれのある区域(浸水想定区域等)など災害の発生が予想される区域については、極力新たな市街地に含めないなど、防災に関する各種施策と整合した土地利用を図る。なお、災害の発生が想定される区域で、既に都市機能等が集積する拠点や市街地においても、防災対策を十分に講じていくこととする。

⑧市街化調整区域の土地利用

○市街化調整区域の土地利用【中西部・南部広域圏域】

市街化調整区域については「市街化を抑制すべき区域」という法の趣旨のもと、「都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり」の実現のために、無秩序な開発を抑制するとともに、豪雨等による浸水災害防止の観点、優良農地の保全の観点を踏まえ、適切な開発許可制度の運用や地区計画制度の活用などにより、秩序ある土地利用の形成を図る。

インターチェンジ周辺などにおいては、周辺環境との調和に配慮しながら、地区計画を定めることにより、都市基盤を有効に活用した計画的な土地利用を図る。

市街化調整区域内の既存集落におけるコミュニティの維持のために必要な開発は、地区計画等を活用し、良好な居住環境の形成を図る。

市街化調整区域内の幹線道路沿道において、無秩序な開発の防止を図ることが必要な場合は、地区計画等を活用し、良好な沿道環境の形成と計画的な土地利用を図る。

なお、この地区計画については、別途市街化調整区域の地区計画の運用方針を示していく。

⑨非線引き都市計画区域の白地地域の土地利用

○線引き・非線引きの併存する市における非線引き都市計画区域の白地地域の土地利用【中西部・南部広域圏域】

1つの行政区域内に異なる土地利用規制が併存する間は、立地適正化計画制度を活用し、対応可能な範囲において土地利用規制格差の是正に努める。市街化調整区域に隣接する甲府市、甲斐市、中央市の非線引き都市計画区域の白地地域では、市街化調整区域との規制格差が大きく、目指すべき都市構造に与える影響も小さくない。このため、複数の都市計画区域を対象とした立地適正化計画を作成し、都市機能や居住を既成市街地内に誘導することにより、郊外の開発を抑制し、適正な土地利用の規制・誘導を図る。さらに、必要に応じて特定用途制限地域や地区計画などの制度を活用することにより、適正な土地利用の規制・誘導を図る。

○甲府都市計画区域に隣接する非線引き都市計画区域の白地地域の土地利用【中西部・南部広域圏域】

上記以外の甲府都市計画区域に隣接する非線引き都市計画区域の白地地域についても、隣接する市街化調整区域との規制格差が大きく、目指すべき県土構造に与える影響も小さくないことから、立地適正化計画を作成し、都市機能や居住を既成市街地内に誘導することにより、郊外の開発をコントロールし、適正な土地利用の規制・誘導を図る。さらに、必要に応じて特定用途制限地域や地区計画などの制度を活用することにより、適正な土地利用の規制・誘導を検討する。

○拠点とその周辺の総合的な土地利用

持続性のある拠点の形成が図れるよう、拠点周辺地域については必要に応じて立地適正化計画の作成、特定用途制限地域や地区計画などの制度を活用することにより、都市機能の拡散を抑制する総合的な土地利用を図る。

⑩低未利用地の土地利用

○地域の実情に応じた低未利用地の活用

近年、既存市街地において空き地・空き家が増加し、地域の目指すまちづくりに支障が生じており、今後

も相続問題や建物の老朽化等により、さらに事態が拡大すると考えられる。このため、駐車場、資材置場等望ましくない土地利用への転換を防ぎ、地域におけるニーズに即した土地利用が図られるよう、空き家の有効活用や広場、緑地への転換なども視野に入れ、都市再生特別措置法改正に伴い創設された諸制度などを活用した都市のスポンジ化対策を総合的に検討していく。

①広域交流拠点の土地利用

○交通結節機能の整備とその他必要機能の誘致の検討

本県の新たなゲートウェイとなるリニア駅周辺は、その開業効果を県土全体の発展に繋げるよう、交通結節点としての機能の充実を図り、その他の必要な機能については、需要を踏まえながら、民間資本の誘致や誘導を検討していく。

その際、現状では市街化調整区域に位置することを考慮し、甲府盆地全体の計画的な都市づくりを図るうえで支障がないよう、適切な市街地規模の設定、広域交流拠点とその周辺の総合的な土地利用規制のあり方、さらには地区計画制度の活用などにより、目指すべき市街地像をもって土地利用を図る。

なお、本区域は浸水想定区域内に位置することから、整備にあたっては防災対策を十分に講じることとする。

2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

①交通施設の都市計画の決定の方針

A. 基本方針

交通体系の整備の方針

●圏域間や県外を結ぶ軸となる道路の重点的な整備

広域圏域及び県外との交流、連携、支援の強化のために重点的に圏域間や県外を結ぶ軸となる道路の整備を行う。

●圏域内を結ぶ軸となる道路の重点的な整備

主に圏域内の拠点間連携を支える軸となる道路を重点的に整備するとともに、体系的な道路ネットワークの構築やボトルネックの解消などにより、交通の円滑化を図る。

●災害に強い都市のための道路の整備

災害時における避難路、輸送路、ライフライン、延焼遮断空間などを確保するため、防災に配慮した道路の配置、幅員、構造物などにより、道路の防災機能の強化を図る。また、老朽化した道路構造物の長寿命化、耐震化の整備を行う。

●美しい沿道景観の形成

個性と魅力にあふれた美しい都市を形成するため、道路整備に併せて道路緑化、無電柱化、道路構造物の色彩配慮等を推進し良好な沿道景観の形成を図る。

●公共交通機関の再生と利便性向上

鉄道の機能維持・向上とともに、山梨県バス交通ネットワーク再生計画に基づく、持続可能で利便性の高いバス交通ネットワークの構築や、拠点等の市街地において公共交通機関を補完する自転車通行環境の整備、交通結節点の機能強化を積極的に図る。

●人にやさしい交通環境の整備

ユニバーサルデザインを積極的に推進する。

●都市計画道路の見直し

長期にわたり未整備となっている都市計画道路については、目指すべき県土構造やまちづくりとの整合性を図り、将来交通需要への適切な対応、より効果的・効率的な整備を行うため、計画の変更・廃止を含めて市町村と連携しながら見直し等について検討を行う。

●リニア駅を中心とした観光交流ネットワークの形成

公共交通のハブ的機能を有するリニア駅と甲府駅やJR身延線小井川駅との連結は、本県の交通ネットワークにおいて重要であり、駅間を結ぶ速達性・定時性に優れたシャトルバスの導入を目指す。

リニア駅からアクセスできる圏域の拡大のための道路整備や、リニア駅と甲府駅を中心に県内の拠点や観光地等への速達性を確保したバス路線の整備等を推進し、広域的な交通ネットワークの形成を図る。リニア駅前エリアにおいては、駅利用者の他の交通機関への円滑な乗り換えを確保する駅前広場の整備、高速道路などの広域交通基盤との連携、さらには先進交通技術の導入も視野に入れ検討を行い、充実した交通結節機能の形成を図る。

B. 主要な施設の配置の方針

広域圏域	主要な施設の配置	
<p style="text-align: center;">中 西 部 ・ 南 部 広 域 圏 域</p>	<p>自動車専用道路 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中央自動車道 ・中部横断自動車道 ・西関東連絡道路 ・新山梨環状道路 ・甲府富士北麓連絡道路
	<p>主要幹線道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 20 号 ・国道 52 号 ・国道 137 号 ・国道 140 号 ・国道 141 号 ・国道 300 号 ・国道 358 号 ・国道 411 号 ・国道 469 号
	<p>鉄道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 中央本線 ・JR 身延線 ・JR 小海線 ・リニア中央新幹線
<p style="text-align: center;">富 士 ・ 東 部 広 域 圏 域</p>	<p>自動車専用道路 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中央自動車道 ・東富士五湖道路 ・甲府富士北麓連絡道路
	<p>主要幹線道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 20 号 ・国道 137 号 ・国道 138 号 ・国道 139 号 ・国道 413 号
	<p>鉄道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 中央本線 ・富士急行線

C. 主要な施設の整備目標

整備中または整備予定の施設は、次のとおりである。

広域 圏域	道路 種別	路線名
中西部・南部広域圏域	自動車専用道路	<ul style="list-style-type: none"> ・中央自動車道(甲府市) ・新山梨環状道路北部区間(都市計画道路甲府外郭環状道路北区間:甲府市、甲斐市) ・新山梨環状道路東部区間(都市計画道路甲府外郭環状道路東区間:甲府市、笛吹市) ・中部横断自動車道(身延町、南部町、北杜市、甲斐市、南アルプス市)
	主要幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 20 号(甲府市、甲州市) ・国道 52 号(都市計画道路 3.3.1 和戸町竜王線:甲府市、甲斐市) ・国道 137 号(笛吹市) ・国道 141 号(北杜市) ・国道 411 号(笛吹市、甲州市) ・国道 300 号(身延町) ・国道 358 号(甲府市)
	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・リニア中央新幹線
富士・東部広域圏域	自動車専用道路	<ul style="list-style-type: none"> ・東富士五湖道路(富士吉田市)
	主要幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 20 号バイパス(都市計画道路 3.4.2 大月バイパス:大月市) ・国道 20 号(大月市) ・国道 138 号(都市計画道路 3.3.3 新屋西吉田線:富士吉田市) ・国道 139 号(都市計画道路 3.4.2 一般国道 139 号(都留バイパス):都留市)

②下水道の整備の方針

A. 基本方針

下水道の整備の方針	
<p>●<u>優先順位を考慮した整備</u></p> <p>下水道整備を効率的に進めるため、整備の優先順位を原則として人口集中地区、中心市街地、一般市街地内、市街地外の順に設定し、整備を推進する。</p>	
<p>●<u>都市計画区域外における優先順位を考慮した整備</u></p> <p>都市計画区域外においても必要に応じて特定環境保全公共下水道の整備を上記に準じた優先順位により推進する。</p>	
<p>●<u>下水道施設の機能維持</u></p> <p>管路や処理場のストック増大に伴う老朽化対策として、ストックマネジメント計画等による設備の延命化やライフサイクルコスト低減を推進していく。</p>	
<p>●<u>下水道の見直し</u></p> <p>人口減少等の社会情勢の変化から、費用対効果が低下していることや厳しい財政状況等により整備に相当の年月がかかること及び、整備後の維持管理コストなどを考慮し、地域住民への説明責任を十分果たす中で、下水道事業以外の手法により公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るような都市計画下水道の変更についても必要に応じて検討していく。</p>	

B. 主要な施設の配置の方針

広域圏域	主要な流域下水道等
中西部・南部広域圏域	甲府市単独公共下水道、峡東流域下水道関連、釜無川流域下水道関連、身延町単独公共下水道、北杜市単独公共下水道
富士・東部広域圏域	富士北麓流域下水道関連、桂川流域下水道関連

C. 主要な施設の整備予定

広域圏域	市町村	下水道種別	下水道普及率*1 (2018(H30) 年度末)	下水道普及率*2 (将来)
中西部・南部広域圏域	甲府市	単独公共	96.8%	99.2%
		峡東流域関連	81.8%	
	山梨市	峡東流域関連	54.9%	81.6%
	韮崎市	釜無川流域関連	65.4%	81.6%
	南アルプス市	釜無川流域関連	48.7%	82.9%
	甲斐市	釜無川流域関連	75.7%	93.6%
	笛吹市	峡東流域関連	66.5%	93.3%
	甲州市	単独公共	91.2%	62.1%
		峡東流域関連	53.6%	
	中央市	釜無川流域関連	73.7%	86.9%
	市川三郷町	単独公共	91.1%	97.4%
		釜無川流域関連	85.1%	
	富士川町	釜無川流域関連	77.8%	86.4%
	身延町	単独公共	50.0%	47.1%
	昭和町	単独公共	100.0%	100.0%
		釜無川流域関連	84.6%	
	北杜市	単独公共	63.2%	78.8%
	早川町	単独公共	4.8%	5.1%
南部町	—	—	—	
合計			74.2%	89.6%
富士・東部広域圏域	富士吉田市	富士北麓・桂川流域関連	41.4%	51.5%
	都留市	桂川流域関連	27.0%	34.7%
	大月市	桂川流域関連	17.3%	27.1%
	上野原市	桂川流域関連	48.2%	51.9%
	西桂町	桂川流域関連	56.3%	85.2%
	忍野村	富士北麓流域関連	54.4%	88.9%
	山中湖村	富士北麓流域関連	62.0%	65.2%
	富士河口湖町	単独公共	23.1%	81.2%
		富士北麓流域関連	79.3%	
	小菅村	単独公共	93.1%	96.9%
	丹波山村	単独公共	97.3%	96.3%
	道志村	—	—	—
	鳴沢村	—	—	—
	合計			44.1%

*1 人口(行政区域)に対する、公共下水道を利用できる人口の割合

*2 「山梨県生活排水処理施設整備構想 2017」における下水道普及率の長期目標(R17 年度末)

③河川の整備の方針

A. 基本方針

河川の整備の方針	
<p>●洪水被害に対する治水安全度の向上</p> <p>河川の掘削、護岸、築堤等の河川改修を図るとともに、流域内での雨水の流出を抑制する貯留浸透対策等を進め、治水安全度の向上を目指す。</p>	
<p>●河川管理施設の機能維持</p> <p>築堤河川については、堤防点検の結果を踏まえて、必要な対策を実施する。</p> <p>また、老朽化した樋門・樋管等の河川管理施設については、長寿命化計画に基づき対策を計画的に進める。</p>	
<p>●減災対策の推進</p> <p>雨量水位情報等の収集、提供等のソフト面の対策について、充実を図る。</p> <p>また、ハザードマップを活用し、浸水による人的被害の軽減を図る。</p>	
<p>●魅力ある水辺空間の創出</p> <p>地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮し、河川、湖沼等が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や景観の保全・形成等、多様な機能を活かした魅力ある水辺空間の創出を図る。また、地域における水と緑のオープンスペースを創出し、やすらぎと憩いの場を提供する。</p>	

B. 主要な河川

広域圏域	主要な河川
中西部・南部広域圏域	富士川、笛吹川、荒川、濁川、平等川、鎌田川、琴川、重川、日川、金川、釜無川、大武川、塩川、御勅使川、滝戸川、芦川、下部川、常葉川、早川、波木井川、福士川、戸栗川
富士・東部広域圏域	桂川、笹子川、葛野川、鶴川、朝日川、富士五湖、多摩川、小菅川

C. 主要な河川の整備目標

広域圏域	整備または整備着手を予定する主要な河川
中西部・南部広域圏域	濁川、藤川、高倉川、貢川、平等川、渋川、鎌田川、間門川、古川、八糸川、芦川
富士・東部広域圏域	桂川、入山川、朝日川

④その他の都市施設の都市計画の決定の方針

A. 基本方針

廃棄物処理施設は、廃棄物処理に関する上位計画及び関連計画に基づいて、適切に施設の整備を進める。

3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

A. 主要な市街地開発事業の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針	
<p>●既成市街地における事業の決定方針</p> <p>中心市街地(広域拠点、地域拠点、既存都市機能立地地区、地区拠点等)の活性化、都市機能の誘致、都市基盤施設の整備、防災機能の確保、住環境の改善、まちなか居住の推進を図る目的で実施する市街地開発事業を積極的に推進する。また、市街地開発事業の実施に際しては、地区計画制度の活用などにより、当該区域の目指すべき市街地像を明らかにすることを原則とする。</p>	
<p>●新市街地における事業の決定方針</p> <p>用途地域の指定の無い区域で行われる新たな市街地の形成を目的とする市街地開発事業は、人口減少社会における市街地の拡散を抑制するために、原則として行わないこととする。</p> <p>ただし、本県で特に誘致を重視している製造業や物流業の立地に係る市街地開発事業については既成市街地以外においても実施できるものとする。このとき、併せて「1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針⑤工業系の産業立地に係る土地利用」について留意する必要がある。</p> <p>また、リニア駅の周辺においては、必要に応じて市街地開発事業の検討を進める。このとき、併せて「1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針⑩広域交流拠点の土地利用」について留意する必要がある。</p>	

B. 市街地整備の目標

事業種別	市町村名	地区名	施行者	完了予定年次
土地区画整理事業	甲府市	甲府駅周辺(都決)	公共団体	2026(R8) 年度完了
	笛吹市	石和温泉駅前(都決)	公共団体	2023(R5) 年度完了
	山梨市	山梨市駅前(都決)	公共団体	2024(R6) 年度完了
	富士吉田市	中央通り線(都決)	公共団体	2020(R2) 年度完了
	富士吉田市	雨坪地区	組合	2020(R2) 年度完了
	都留市	井倉第二	組合	2020(R2) 年度完了
	富士吉田市	剣丸尾西	組合	
	大月市	猿橋駅周辺	—	
都市再生整備計画事業	山梨市	南反保周辺	—	

(都決):都市計画決定が行われているもの

4) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

A. 基本方針

自然的環境の整備又は保全の方針
<p>●豊かな自然環境の保全</p> <p>圏域を取り囲んでいる雄大な山々、緑豊かな森林や清らかな河川・渓谷が醸し出す山紫水明の地を守り、未来へ継承していくため、この恵まれた自然環境を積極的に保全していく。併せてこれらの自然環境の管理のあり方を十分検討していく。</p>
<p>●美しい田園景観の保全</p> <p>甲府盆地のぶどう棚、もも畑、すもも畑等の果樹園、盆地周辺部や県南部地域に見られる棚田など、四季を感じさせてくれる美しい田園景観を、地域の財産として積極的に保全していく。宅地開発の進行等に対しては、土地利用コントロールなどのあり方も十分検討していく。</p>
<p>●都市の安全性に資する森林、農地の保全</p> <p>森林や農地は保水機能及び土砂災害防止の機能などを有しており、それらは本県特有の地勢等の自然的条件や土地利用の状況により、都市の安全を支える場となっていることから、引き続き、その関連施設も含め、持続的な管理・保全を進めるものとする。</p>
<p>●個性ある街並みの形成</p> <p>周囲の自然との調和に配慮するとともに、必要に応じ景観を阻害する屋外広告物や電線・電柱の改善・除却を進め、歴史文化資源を活用した個性ある美しい街並みの形成を図る。</p>
<p>●市街地内の親水空間と緑化の推進</p> <p>市街地では、親水空間の創出、道路の街路樹による緑化や民有地での沿道緑化を推進する。</p>
<p>●レクリエーション機能のための公園・緑地の充実</p> <p>広域的なレクリエーション拠点となる公園・緑地等については、地域特性や地域の歴史文化資源・自然資源を活かした個性あるエリアとして充実を図っていく。</p>
<p>●都市の防災機能向上に資する公園・緑地の充実</p> <p>地震などの自然災害が発生した際、</p> <ul style="list-style-type: none">・広域公園等の大規模な公園においては、自衛隊等の応援部隊の宿营地や生活物資等の集積及び配送等の支援の活動拠点としての機能等の充実を図っていくとともに、老朽化施設の長寿命化、耐震化の整備を行う。・住区基幹公園においては、避難場所、食料等の配給拠点、地域情報の提供の場としての機能等の充実を図っていく。
<p>●地域制緑地指定の検討</p> <p>市街地内や都市近郊にある貴重な自然的景観や歴史・文化的価値を有する緑地などを保全するため、風致地区や緑地保全地区等の制度の活用を検討する。</p>
<p>●都市計画公園の見直し</p> <p>長期にわたり未整備となっている都市計画公園については、目指すべき県土構造やまちづくりとの整合性を図り、より効果的・効率的な整備を行うため、計画の変更・廃止を含めて市町村と連携しながら検討を行う。</p>

B. 主要な緑地の配置の方針

ア. 環境保全系統

広域圏域等	主要な緑地
県土全域	県及び広域圏域を取り囲んでいる森林
中西部・南部広域圏域	釜無川、笛吹川、富士川などの河川及び周辺の樹林等の緑地
富士・東部広域圏域	桂川、丹波川などの河川及び周辺の樹林等の緑地、富士五湖及び周辺の自然的環境

イ. 景観構成系統

広域圏域等	主要な緑地	
	自然的景観	都市景観
県土全域	・富士山など県及び広域圏域を取り囲んでいる遠景を構成する山々	
中西部・南部広域圏域	・七里岩、大蔵経寺山、塩の山、勝沼町ぶどうの丘、御坂山塊に連なる斜面、曾根丘陵公園の緑地 ・釜無川、笛吹川、富士川などの河川 ・甲府城跡、護国神社、愛宕山、荒川、和田峠、身延山風致地区 ・果樹園を中心とする市街化調整区域及び非線引き白地地域の集約的優良農地	・甲府駅南口周辺
富士・東部広域圏域	・城山、小倉山、白木山、桂川の河岸段丘等、身近にある地域の特性を備えた自然景観 ・桂川、丹波川などの河川 ・月見ヶ丘、島田、忍野風致地区	

ウ. レクリエーション系統

広域圏域等	主要な緑地
中西部・南部広域圏域	・愛宕山広域公園、曾根丘陵公園、富士川クラフトパーク ・赤坂台総合公園、敷島総合公園、押原公園、万力公園、笛吹川フルーツ公園、韮崎中央公園、御勅使南公園、櫛形総合公園 ・小瀬スポーツ公園、緑が丘スポーツ公園、釜無川スポーツ公園、 ・舞鶴城公園 ・甲府市歴史公園、歴史公園甘草屋敷 ・森林公園金川の森
富士・東部広域圏域	・富士北麓公園、桂川ウェルネスパーク ・河口湖総合公園、山中湖村総合湖畔緑地公園、 ・くぬぎ平スポーツ公園、都留市総合運動公園 ・楽山風致公園、楽山公園、岩殿山公園

エ. 防災系統

広域圏域等	主要な緑地
県土全域	県の地域防災計画上の活動拠点、市町村の地域防災計画上の避難地
中西部・南部広域圏域	小瀬スポーツ公園、櫛形総合公園、富士川クラフトパーク、緑が丘スポーツ公園、笛吹川フルーツ公園、曾根丘陵公園、韮崎中央公園
富士・東部広域圏域	富士北麓公園、桂川ウェルネスパーク

オ. 歴史的風土の保全

広域圏域等	主要な緑地
中西部・南部広域圏域	・舞鶴城公園、信玄堤、武田氏館跡、大善寺、恵林寺、向嶽寺、甘草屋敷、熊野神社、窪八幡神社、山梨岡神社、勝沼氏館跡、銚子塚古墳、丸山塚古墳、安藤家住宅、徳島堰、武田八幡神社、新府城跡、久遠寺等の歴史的価値の高い史跡等と一体となった緑地
富士・東部広域圏域	・北口本宮富士浅間神社、勝山城祉、猿橋、岩殿城祉等の歴史的価値の高い史跡等と一体となった緑地

Ｃ. 実現のための具体の都市計画制度の適用方針

ア. 都市施設としての公園緑地の整備

広域圏域等	整備又は整備着手を予定する施設
中西部・南部広域圏域	小瀬スポーツ公園、緑が丘スポーツ公園、富士川クラフトパーク、笛吹川フルーツ公園、曾根丘陵公園、舞鶴城公園、御勅使南公園、中央市総合防災公園
富士・東部広域圏域	富士北麓公園、桂川ウェルネスパーク

イ. 風致地区等の指定目標及び指定方針

市街地内及び周辺丘陵の樹林地や緑地等の良好な自然的景観を有する地区に、地区の土地利用の特性に配慮しながら、風致地区等の指定を検討する。

IV—6. 今後の都市計画の進め方

1) 地方分権と都市計画

○県と市町村の連携

1999(平成 11)年の地方分権一括法以降、住民の最も身近な行政として、都市づくりにおける市町村の果たすべき役割は大きくなっており、今後も地方分権がより一層推進されると考えられる。そのような中、県は目指すべき県土構造を実現するため、本計画をはじめ、都市計画に関する各種の指針や「市町村都市計画決定に係る手続きガイドライン」等を踏まえた市町村への助言等を通じて、市町村による都市づくりの推進を支援する。

○県の広域調整の役割

複数の市町村の都市構造に影響の及ぶ広域的な都市計画については、都市計画の提案者の考えを尊重しつつ、県は本計画で示す目指すべき県土構造を実現するため、関係市町村等との相互の理解、意見調整、合意形成を円滑に行う体制を強化する。なお、具体的な広域調整手法については、「市町村都市計画決定に係る手続きガイドライン」に基づき進めていく。

2) 広域連携と調整による土地利用コントロール

○立地適正化計画に係る広域連携と調整

立地適正化計画は、住民に最も身近でありまちづくりの中核的な担い手である市町村が作成するものであるが、本県では、甲府盆地を中心に、複数の市町村の日常生活圏が広域化していることから、都市機能及び居住誘導区域設定や公共交通ネットワークの配置など、連携して計画を作成することが重要である。このため作成にあたっては、本計画において示す目指すべき県土構造における拠点等の配置の考え方やその実現に向けた取り組み、また「山梨県バス交通ネットワーク再生計画」で示す広域的バス路線や地域内バス路線の取組み等、今後のまちづくりの広域的な方向性を踏まえるものとする。なお、計画作成にあたり、広域的な調整を必要とする場合には、県が調整の場を設けて進めることとする。

3) 情報公開と都市計画

○都市づくりに関する情報提供

今後、都市づくりの担い手として住民、事業者等(住民組織、NPO等を含む。以下同じ。)に一定の役割が期待されるが、そのために県や市町村は都市づくりに関する各種情報を積極的に公開し、また、シンポジウムやイベント等の開催を通じ、広く都市計画の情報をわかりやすく提供していくよう努める。

4) 多様な主体の参加

○都市づくりの協働体制づくり

各種課題に的確に取り組むためには、計画づくり、事業の実施、管理・運営の各段階において、行政、住民、事業者等がそれぞれの役割と責任を分担しながら、相互に連携し、協働して都市づくりを進めることが重要である。県や市町村はこのような多様な主体が主体性を持って都市づくりに取り組むことができる環境を整えるよう努める。

○都市づくりを担う人材育成支援

都市づくりへの多様な主体の参加による協働体制を築くため、県は各主体に必要な人材の育成支援を積

極的に行う。特に市町村においては、地域の課題解決に際して住民参加型ワークショップやまちづくり協議会の開催などの機会を積極的に設けるよう努める。

○多様な主体を専門的に支援する専門家の活用

地域の課題解決に際して、具体的な都市計画をはじめとする各種の専門知識を要する場合には、各主体が専門家を活用できる仕組みを創出する必要がある。県や市町村は自らが専門家としての役割の一翼を果たすことができるよう努めるとともに、地域の専門家を把握し、専門家と地域の情報を共有して積極的に専門家が活かされるよう努める。

5)まちづくり条例等の活用

○まちづくり条例等の活用

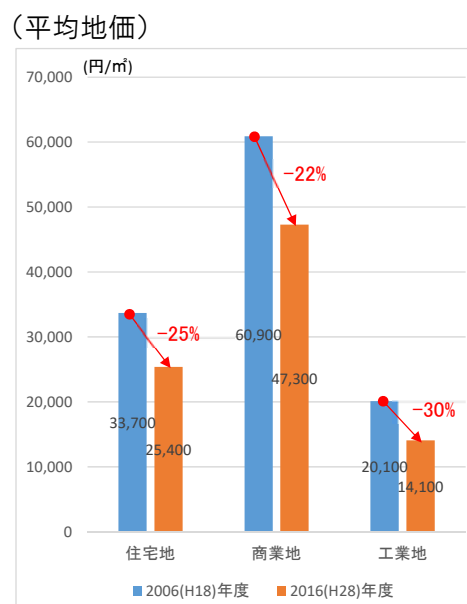
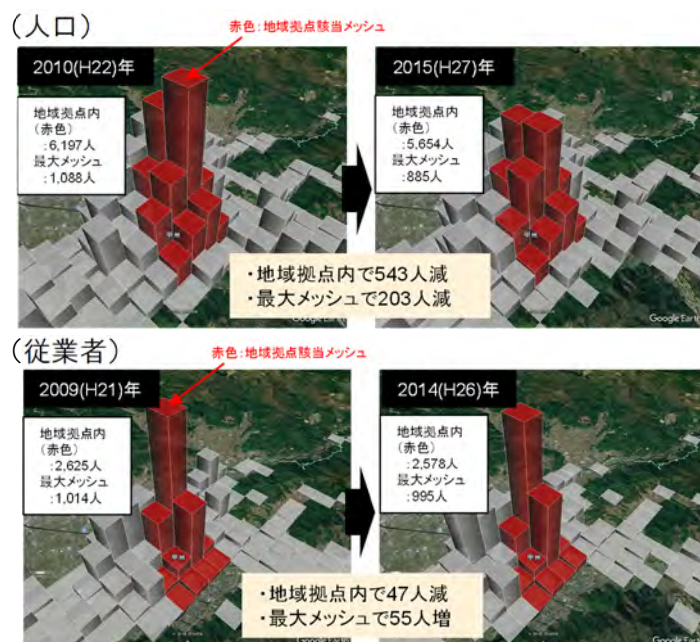
住民は、健康的で文化的な都市生活を享受し、機能的な都市活動を行うため、自己に関係するまちづくりに参加する権利と責任をもっている。まちづくりは、安全で住みよい快適な環境の市街地の形成を目指して、総合的かつ計画的に進めるべきものであり、多様な主体の参加及び提案、各主体相互間における信頼及び協力の関係によって成立する。これらのまちづくりに関する課題は多岐にわたり、その課題解決の方法についても多様な手段が考えられる。県や市町村は各地域の課題や状況にあった課題解決方法を多様な主体とともに模索し、その仕組みをまちづくり条例等により確立し、地域のまちづくりを推進するよう努める。

6)PDCAによる都市づくり

○都市のPDCAサイクルの構築

前回のマスタープラン策定以降、拠点での基盤整備等は進んできているものの、依然として市街化調整区域での開発が発生するなど、無秩序な市街化は続いている。今後、人口減少・超高齢社会の進展やリニア中央新幹線の開業等、本県の都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、都市計画マスタープランで掲げる施策の円滑な推進と実効性を高めるとともに、都市計画の実施状況と効果を県民に明らかにしていく必要がある。このため「PDCA(plan-do-check-action)」のマネジメント・サイクルを重視し、客観的なデータやその分析・評価結果に基づき、都市づくりの状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを図る。

【拠点の分析・評価のための定量的指標例】



資料：都道府県・市区町村のすがた (社会・人口統計体系)

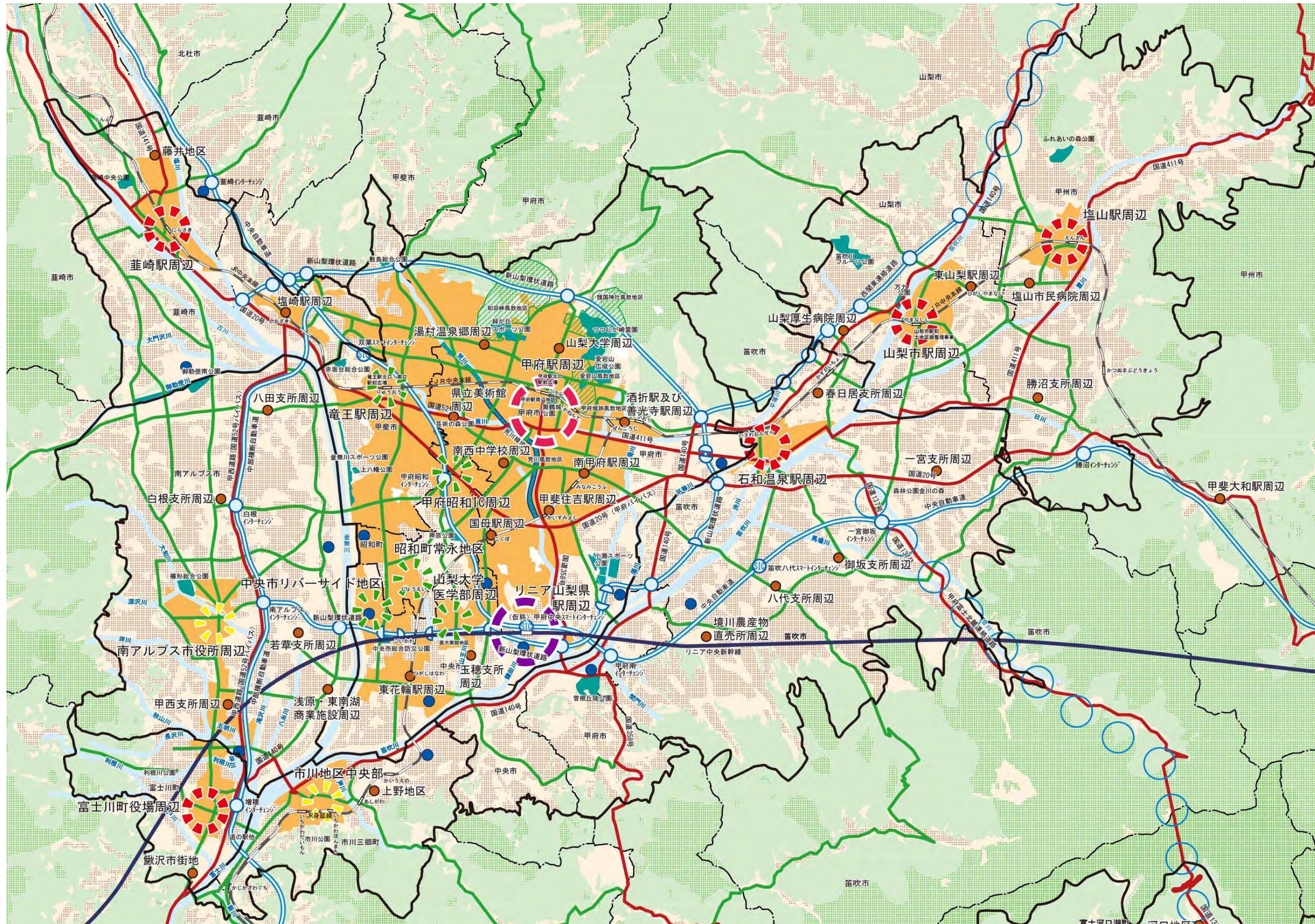
7)感染症への対応

○新たな生活様式への対応

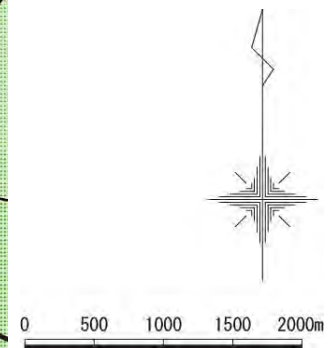
新型コロナウイルスの感染拡大により、新たな生活様式が必要とされており、これまでの都市における働き方や住まい方を見直す中で、リモートワークや二地域居住など、人々のライフスタイルや価値観に変化が生じてきている。

こうした中、国においては、今後の都市のあり方にどのような変化が起こるのか検討を始めたところであり、今後、国の動向や新型コロナウイルスへのこれまでの対応の検証結果等を注視し、求められる都市づくりについて柔軟に対応していくよう努める。

将来都市構造図（中西部・南部広域圏域①）



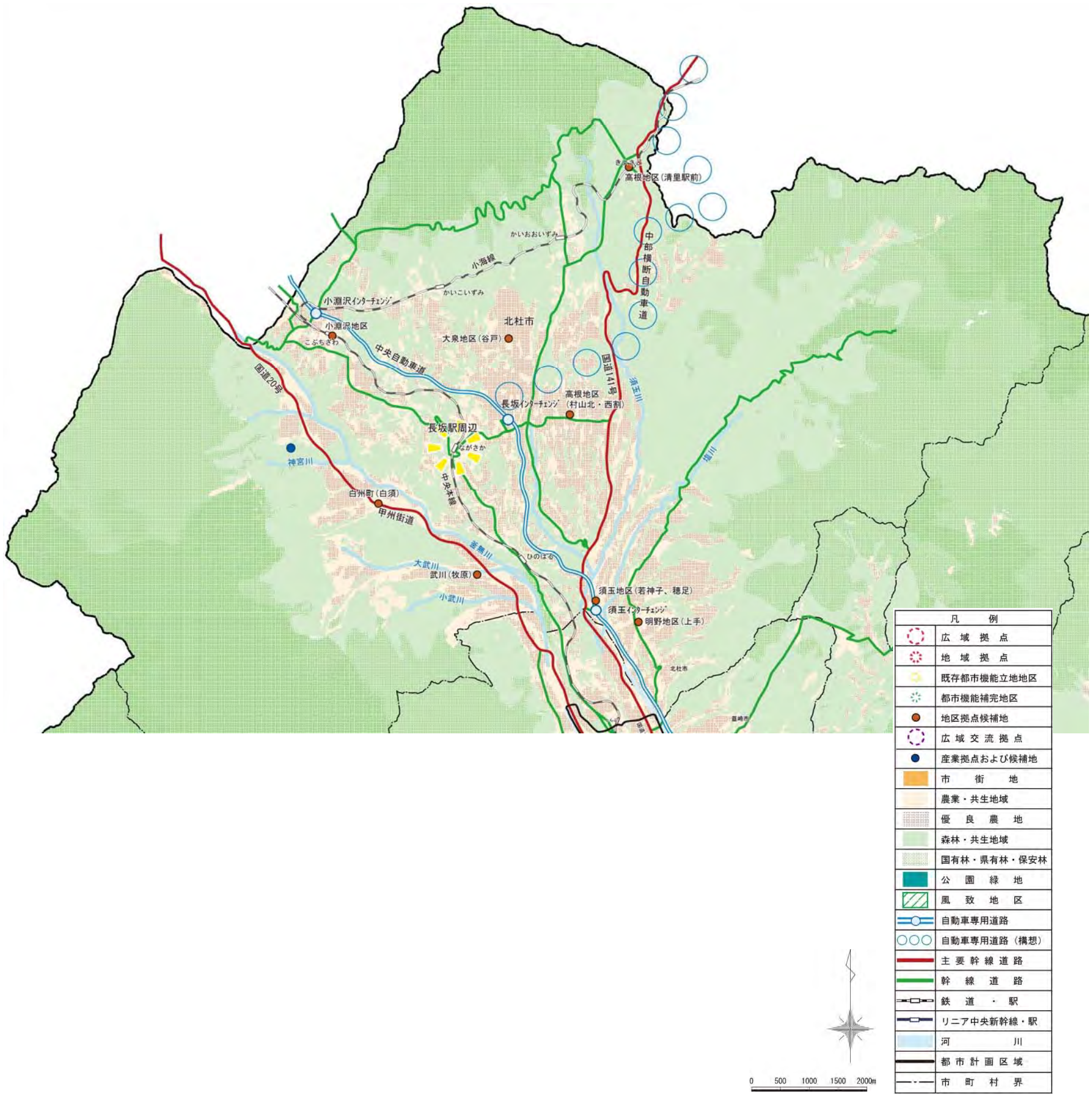
凡 例	
	広域拠点
	地域拠点
	既存都市機能立地地区
	都市機能補完地区
	地区拠点候補地
	広域交流拠点
	産業拠点および候補地
	市街地
	農業・共生地域
	優良農地
	森林・共生地域
	国有林・県有林・保安林
	公園緑地
	風致地区
	自動車専用道路
	自動車専用道路（構想）
	主要幹線道路
	幹線道路
	鉄道・駅
	河川
	都市計画区域
	市町村界



将来都市構造図（中西部・南部広域圏域②）



将来都市構造図（中西部・南部広域圏域③）



将来都市構造図（富士・東部広域圏域）

